

職業技能専門教育研究機構
入会及び退会規程（定款一部抜粋）

（目的）

第1条 この規程は、定款の規定に基づき、この法人の賛助会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

（入会）

第2条 この法人の賛助会員として入会しようとする団体又は個人は、理事会が別に定める入会申込書を記入し、この法人に提出しなければならない。

（入会及び会費）

第3条 会員は、理事会において入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格喪失）

第4条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- （1）退会届を提出したとき。
- （2）本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- （3）継続して1年以上会費を滞納したとき。
- （4）除名されたとき。

（退会）

第5条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第6条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- （1）この定款等に違反したとき。
- （2）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（入会金及び会費の不返還）

第7条 既納の入会金、会費は、返還しない。

以上